

温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第12回

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) **足立 治郎**

震災からの再構築 ③ 「エネルギー民主化」は特会改革から!

エネルギー対策特別会計とは

震災を機に、エネルギー政策の見直し議論が活発化している。エネルギー対策特別会計(以下、エネ特会)は、世間的にはまだまだあまり知られてはいないが、今後はそのあり方に注目が集まることになろう。

エネ特会は、化石燃料に対する税である石油石炭税、及び、電力に対する税である電源開発促進税(以下、電促税)の税収を財源とし、エネルギー対策(化石燃料安定供給対策、省エネルギー対策、新エネルギー対策、電源立地対策など)を行う政府の特別会計である。政府が導入方針を決めた環境税(地球温暖化対策税)の税収も繰り入れられ、温暖化対策に活用される。エネ特会は、これまで日本のエネルギー政策の推進に、重要な役割を担ってきた。

エネ特会をめぐる最新動向

昨年8月、経産省と環境省は、石油石炭税を増税する形で環境税を導入し、それを両省が共管するエネ特会に組み込み、温暖化対策に充てることを要望。政府が検討している環境税案は、両省の要望を反映したものだ。

こうした状況は、2003年の石油石炭税創設の際と共通する部分がある。03年に石油税を石油石炭税に衣替えし、石炭と天然ガスへの増税実施がなされた。その際、石油石炭税の増税による税収は、エネ特会の前身である石油特会の中で、経産省・環境省の温暖化対策に充てられることが決まった。2010年の政府環境税案は、石油石炭税創設以来の路線の延長線上にある。

エネ特会には、無駄な事業に予算が充てられている、化石燃料や原子力発電といった環境負荷の高いエネルギーに巨額な予算が充当されている、予算決定過程が不透明などの批判も少なくない。

民主党政権は昨年、エネ特会を含む特別会計の事業仕分けを行った。その結果、03年の石油石炭税創設以降、エ

ネ特会の中で増額されてきた経産省と環境省所管の温暖化対策予算で、見直すべき点があるとの意見が出た。事業仕分けの結果が全て正しいかどうかはともかく、これまでの延長線上で増税し環境税の税収をエネ特会に単に組み入れるだけでは世論の納得を得にくいのは事実だ。

こうした状況で、昨年末、経産省は環境税の税収を活用するエネ特会エネルギー需給構造高度化対策について「無駄な事業や重複事業の排除」を掲げた。2012年度予算から経産省・環境省の政務三役(大臣・副大臣・政務官)や有識者で構成される事業選定会議を新設。概算要求前に経産省と環境省の予算要求の重複がないか精査するとともに、温暖化対策について他省庁の応募を募り、同事業選定会議で精査・選定するとした。

エネ特会の今後

事業選定会議の設置は、以前と比べて予算精査の点で改善が見られるものの、抜本改革には至らない可能性が少なくない。予算構築の段階も含め、経産省・環境省メンバーや両省の選定した方以外の方も参画し、精査する制度が必要と考えられる。温暖化対策予算・エネルギー対策予算は、無駄な事業や重複事業の排除のみならず、予算の決定方法自体の再検討も必要である。エネ特会の徹底的な透明化・民主化が求められる。

温暖化対策・エネルギー対策補助金のあり方や地方と国の税源配分のあり方も再検討を要する。特に、原発事故・火力発電所停止・計画停電実施は、太陽光・風力・バイオマスなど比較的小規模な装置を消費地近くに分散配置し、各地域で活用していく地域分散型エネルギーの重要性を広く知らしめた。分散型エネルギーの推進には地域の特色を生かす仕組みづくりが必要である。地方行政の独自性・裁量に任せる部分を増やすことが重要であり、石油石炭税・電促税・環境税の税収の一部を地方分に移していくことも検討すべきである。